

年金だより

☎ 熊本東年金事務所 ☎ 096-367-2503



年金

障害基礎年金について知っていますか？

障害基礎年金は、病気やけがによって生活や仕事に支障が生じた場合に受けられる可能性がある制度です。
しかし、「障害者手帳を持っていれば必ずもらえる」「働いているともらえない」など、制度について誤解されていることも少なくありません。
そこで今回は、障害基礎年金に関するよくある質問とその回答をご紹介します。

- Q** 障害者手帳を持っていれば障害基礎年金はもらえますか？

A 必ずしも受給できるとは限りません。
障害者手帳と障害年金は別の制度です。**手帳の等級と障害年金の等級は基準が異なる**ため、手帳を持っていたとしても障害年金に該当しない場合があります。
- Q** 病名がつけば障害基礎年金はもらえますか？

A 病名だけでは判断されません。
障害年金は、**病気やけがによって日常生活や仕事にどの程度支障があるか**を基準に審査されます。
- Q** 保険料を払っていなかったことがありますが、受給できますか？

A 保険料の納付状況によっては受給できない場合があります。
障害年金には保険料納付要件があります。未納期間が多い場合は受給できないことがあります。

障害年金には多くの誤解があります。
障害基礎年金は、初診日・保険料納付状況・障害の程度などを総合的に審査して決定されます。
受給できるか分からない場合でも、まずは役場窓口や年金事務所へご相談ください。早めの相談が手続きの第一歩です。



大阿蘇環境センター未来館からのお知らせ ごみ袋の仕様変更について

日頃より、ごみの分別やルール順守にご協力いただきまして感謝申し上げます。現在、中東情勢（イラン情勢）の緊迫化に伴い、印字に使用する資材の供給が不安定となっています。このため、7月製造分より、当面の間、一部の指定ごみ袋デザインが削除されます。

【対象品目】 **固形燃料ごみ袋（小・大）、業務用ごみ袋（小・大）**

【変更内容】 ごみ袋の印字デザインの削除

【切替・再開時期】 7月製造分より切替・安定的な資材供給が確保され次第、再開予定（市場在庫の消化に伴い、順次、印字なしデザインへ切り替わる見込み）



以下をご確認ください

- ごみ袋の品質・強度は従来品と同じです
- ごみ袋本体の**材料は十分に確保**されています
- 供給量は安定しており**買い占めの必要はありません**
- 従来のデザインも引き続き使用できます

みなさまの生活に影響が出ないよう、ごみ袋の安定供給に努めてまいります。
過剰な買いだめはお控えいただくとともに、ごみの排出抑制、分別にご理解とご協力をお願い申し上げます。

☎ 大阿蘇環境センター未来館 ☎ 0967-24-5353